

国民健康保険 高齢受給者証新証(桃色)を7月末日までに送付

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人に、国民健康保険高齢受給者証(桃色)を

Table with 3 columns: 所得区分 (平成28年度市民税課税所得額), 付帯条件, 一部負担割合. Rows include 市民税課税所得額が145万円未満の人 and 市民税課税所得額が145万円以上の人で以下に該当し、申請した人.

「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」支給申請受付中

基準日時点で守口市の住民基本台帳に記録があり、発送日時点で支給対象と見込まれる人には申請書を送付しています。なお、基準日以降に転入した人は、基準日に住民票のある市区町村へ申請してください。

「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」支給申請受付中... 基準日 平成27年度臨時福祉給付金の支給を受けた人、および支給対象者のうち平成29年3月31日までに65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前生まれの人)...

ご協力ありがとうございます ~平成28年熊本地震義援金、東日本大震災義援金~ 市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額寄付しています。5月2日~31日にご協力いただいた方は次のとおりです。



給付金担当専用ダイヤル 0570・022・0008 [注]「高齢者向け給付金」の詐欺などに注意してください。

▽平成28年熊本地震義援金 市日本拳法連盟、西橋波・西郷町会、市地車連絡協議会、南十番連合町会、市立第一中学校・八雲中学校生徒会、市原爆被害者の会、夢香、島津健、ボランティアグループこまどり、市立梶小学校、御幸地区防災ネットワーク、(一財)日本老人福祉財団大阪(ゆうゆうの里)、旧守口北高校北校会一同、市商業連盟、佐太二番連合会、喜久の里連合会、大宮二町会 (順不同・敬称略) 5月31日までに寄せられた義援金総額は、次のとおりです。ありがとうございました。

国民健康保険料に関するQ&A

Q1. 平成28年度国民健康保険料の金額や計算方法の説明が聞きたい。 A. 保険料に関しては、保険課に相談してください。計算方法は、市ホームページや同封の計算例などで確認してください。 Q2. 送付された保険料納入通知書の支払いが6月からになっている。4・5月分は払わなくていいの？ A. 保険料は、4月~翌年3月(12カ月分)を、6月~翌年3月まで(10回割)で支払います。4・5月は通常支払いがない月なので不要です。

変更 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証

現在、老人医療費助成制度の対象者(下表)に交付している「老人医療(一部負担金相当額等一部助成医療証)」は、7月31日(日)が有効期限です。引き続き助成対象となる人に、新医療証(黄色)を郵送します。7月末日までに新証が届かなかったり記載内容に誤りがある場合は、問い合わせください。また、有効期限の過ぎた医療証は、市に返すか破棄してください。

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。 夜間 7月28日(木) 19:30まで 休日 7月24日(日) 10:00~15:00 納税課(市役所1号別館2階) 06-6992-1852~1854 来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関側)を利用してください。 車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

Table with 2 columns: 老人医療(一部負担金相当額等一部助成) 65歳以上で、次のいずれかに該当する人(所得制限あり) and 申請時に所得証明書を 平成28年1月2日以降に転入した人で、老人医療費助成制度の支給資格該当者は、前住所地の市町村発行の所得証明書(平成27年中の所得)をつけて申請してください。

必ず新証を提示 現在入院、または治療中の場合や、新たに医療機関で治療を受けるときは、必ず新証を窓口へ提示してください。 助成範囲 この制度は、健康保険証・高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人)、または後期高齢者医療被保険者証(75歳以上の人)とともに、老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を合わせて医療機関の窓口へ提出することで、対象者に代わり市が一部負担金の一部を支払うものです。 必ず新証を提示 現在入院、または治療中の場合や、新たに医療機関で治療を受けるときは、必ず新証を窓口へ提示してください。

還付金詐欺に注意 保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」とコンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出すとする電話が頻発しています。 市では、還付金などの手続きで、市民の皆さんに直接電話をかけたATMの操作をお願いすることは絶対にありません。 このような不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。 06-6992-1545